

# 指宿市津波避難計画

平成29年12月

指宿市危機管理課

# 目 次

## 第1章 総 則

- 1 目的
- 2 計画の修正
- 3 用語の意味

## 第2章 避難計画

- 1 津波の浸水想定区域及び津波到達予定時間の設定等
- 2 津波避難計画  
(避難対象地域, 避難目標地点, 避難路・避難経路, 避難困難地域, 避難ビル等)

## 第3章 初動体制（職員の参集等）

- 1 連絡・参集体制
- 2 配備体制

## 第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保

## 第5章 津波情報等の収集・伝達

- 1 津波に関する情報の収集
- 2 津波に関する情報の伝達

## 第6章 避難指示（緊急）の発令

- 1 発令基準
- 2 伝達方法

## 第7章 津波対策の教育・啓発

## 第8章 津波避難訓練の実施

## 第9章 その他の留意点

- 1 観光客, 海水浴客, つり客等の避難対策
- 2 避難行動要支援者の避難対策
- 3 自主防災組織の結成の促進
- 4 地域特性や社会的な状況に対応した津波対策の促進

## 第1章 総則

### 1 目的

この計画は、将来発生が想定される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が収束するまでの概ね数時間から2，3日のあいだ、住民の生命，身体の安全を確保するための避難計画である。

### 2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え，必要があると認められるときは，これを修正する。

### 3 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

#### (1) 津波の浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び浸水深をいう。

#### (2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域をいう。

#### (3) 避難困難地域

津波の到達時間までに，避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

#### (4) 避難路

避難する場合の道路で，市が指定するものをいう。

#### (5) 避難経路

避難する場合の道路で，自主防災組織，住民等が設定する。

#### (6) 緊急避難場所

津波の危険から早急に避難するための高台や施設などをいう。

#### (7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために，避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織，住民等が設定するもので，生命の安全を確保するために避難の目標とする地点であり，必ずしも緊急避難場所とは一致しない。

#### (8) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。

#### (9) 避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設をいう。

## 第2章 避難計画

### 1 津波の浸水想定区域及び到達予想時間の設定等

本市では、県が作成した津波の浸水想定の結果のうち、本市への影響が大きい「南海トラフの大地震」による津波を勘案する。

津波到達予想時間や想定する津波の高さは下表のとおり。

想定	震度	津波到達時間		津波の高さ
		津波の高さ+1m(※)	最大津波	
南海トラフの巨大地震	5強	68分	186分	4.57m

(※) 気象庁が津波警報を発表する際の水位変化の基準である+1.0m以上の津波が海岸線に到達する時間

### 2 津波避難計画

津波避難地域、避難目標地点、避難路・避難経路等は次のとおりである。

避難対象地域	避難路	避難目標地点
今和泉校区沿岸地域 (瀬崎地区)	国道226号線ほか	道の駅いぶすき 第2駐車場
今和泉校区沿岸地域 (麓上・麓下・岩元中 ・浜西・浜東地区)	県道岩本開聞線ほか	田之上商店付近
指宿校区沿岸地域 (外城市・宮ヶ浜地区)	市道宮ヶ浜大門口線ほか	指宿校区公民館
魚見校区沿岸地域 (上吹越・下吹越・尾掛地区)	市道下吹越線ほか	下吹越集会施設
丹波校区沿岸地域 (潟山地区)	市道古賀線ほか	魚見小学校
丹波校区沿岸地域 (潟口地区)	市道大牟礼潟口線ほか	指宿高校
丹波校区沿岸地域 (大牟礼・湊・湯の浜地区)	市道渡瀬通り線ほか	南指宿中学校 時遊館 COCCO はしむれ
丹波校区沿岸地域 (下里・大渡地区)	市道古毛曾線ほか	国立病院機構指宿中央病院
山川地域沿岸地域 (成川浜集落)	市道山神通線ほか	成川区民センター
山川地域沿岸地域 (町区・福元区)	市道愛宕山線ほか	B&G山川海洋センター
開聞地域沿岸地域 (川尻区)	市道川尻浜線ほか	川尻ふれあい交流館
開聞地域沿岸地域 (脇・塩屋・入野・物袋集落)	市道入野物袋線ほか	新吉産業駐車場付近 火の神公園付近

※津波到達までに十分な時間がない場合には、付近の高台や施設に緊急的に避難するものとする。

※津波避難ビルの指定はなし。

### 第3章 初動体制（職員の参集等）

#### 1 連絡・参集体制

市内に大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団含む）の連絡・参集体制は次による。

配 備 基 準	組織体制
津波注意報等が発表され、警戒本部長が必要と認めるとき。	情報連絡体制
津波注意報等が発表され、警戒本部長が必要と認めるとき。	災害警戒本部体制
津波警報等が発表され、災害対策本部長が必要と認めるとき。	災害対策本部体制

#### 2 配備体制

配備は、災害の規模に応じて下表の第1配備から第3配備までに区分し、必要がある場合は、情勢に適応して変更する。

配備区分	配備時期	活動内容	配備基準
第1配備	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき。	気象情報等及び災害情報等の収集連絡並びにその他災害応急対策を行う。	災害応急対策を行うために、災害連絡員のほか必要な要員を配備する。
第2配備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と求めるとき。	災害応急対策に対処しうる程度の要員を確保し、各種災害応急対策を実施する。	各対策部で、災害対応を行うために必要な職員を常時配備する。
第3配備	津波が発生し、かつ全域にわたる大きな災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。	市内全域にわたる災害応急対策を行えるよう全対策要員を配備し、又は常時配備できるような待機態勢をとり、災害応急対策を実施する。	全職員を動員する（半数程度の職員を常時配備する）

### 第4章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う市職員（消防職員を含む）、消防団員などは、近地津波においては、原因となる地震等の発生から短時間のうちに津波が襲来するため、自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導等を実施するものとする。

遠地津波においては、津波の来襲まで時間があるため、正確な情報の収集に努め、自身の安全確保に留意しながら可能な範囲で避難誘導等を実施するものとする。

### 第5章 津波情報等の収集・伝達

#### 1 津波に関する情報の収集

##### (1) 津波警報等の情報収集

- ① 鹿児島県沿岸の津波予報区に対して気象庁が発表する津波警報等は、総務部危機管理課において受領する。
- ② 津波警報等は、防災情報提供システム、FAX及び電話等で通知される。

- ③ 勤務時間外において津波警報等を受領した危機管理課長は、直ちにその旨を総務部長へ伝達するものとする。
- ④ ③により通知を受けた総務部長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨報告するものとする。

(2) 津波の実況等の情報収集

市域に津波警報等が発表された場合は、特命の消防団員は、高台よりの津波監視を行い、危機管理課に報告する。

特に震度4以上と思われる地震を感じた場合及び弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、次の対応をとる。

① 海面監視・警戒

気象庁からの津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講ずる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施する。

② 津波情報の取得

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、県からの通知及びNHKの放送により、津波情報を取得する。

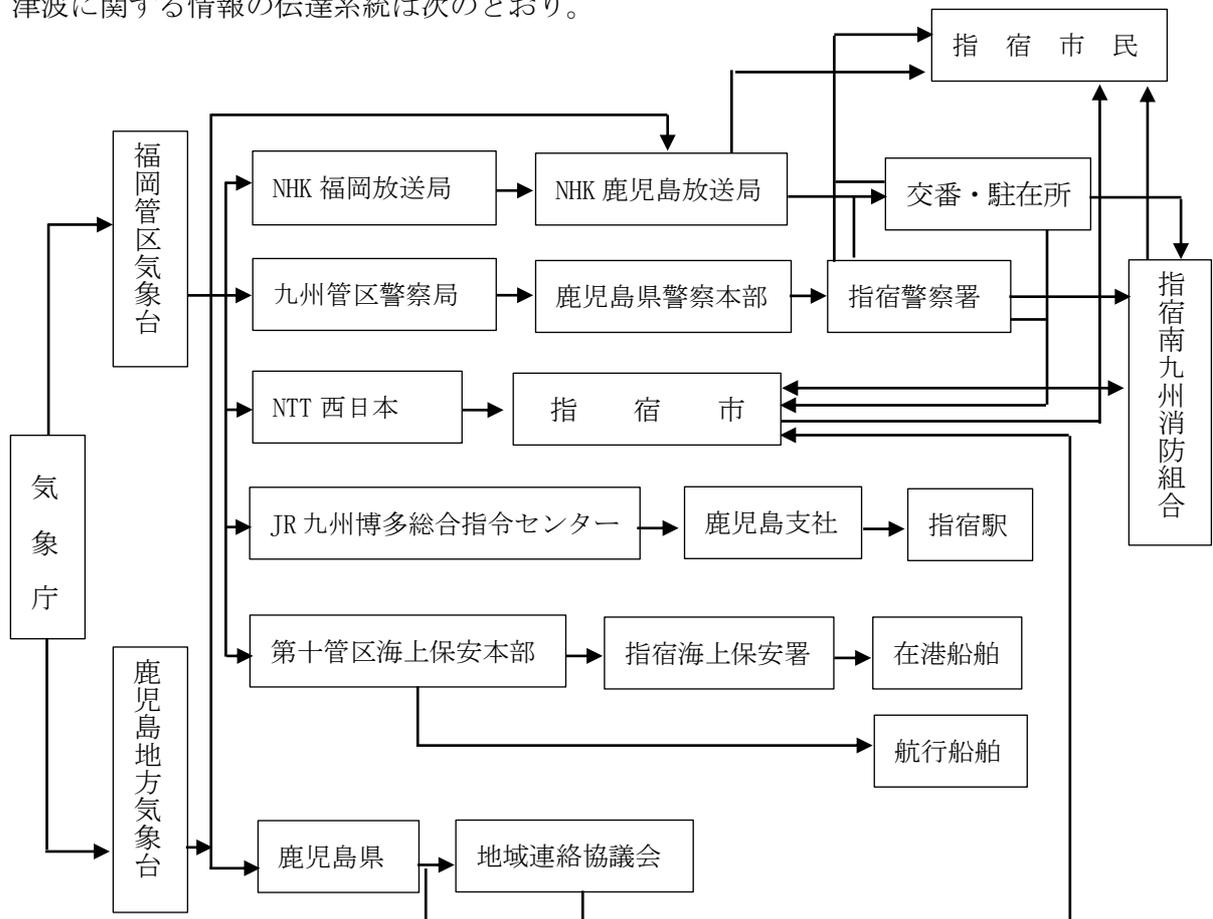
2 津波に関する情報の伝達

(1) 住民等への伝達方法

- ① 同報系防災行政無線
- ② テレビ，ラジオ，新聞等報道機関
- ③ 緊急速報メール
- ④ 広報車等の呼びかけ
- ⑤ インターネットによる伝達

(2) 伝達系統

津波に関する情報の伝達系統は次のとおり。



## 第6章 避難指示等の発令

### 1 発令基準

種 別	基 準
避難勧告	鹿児島湾内及び近隣海域で津波が発生し、津波警報が発表されたとき又は鹿児島湾外で津波が発生し、大津波警報が発表されたとき。
避難指示	鹿児島湾内及び近隣海域で津波が発生し、大津波警報が発表されたとき。

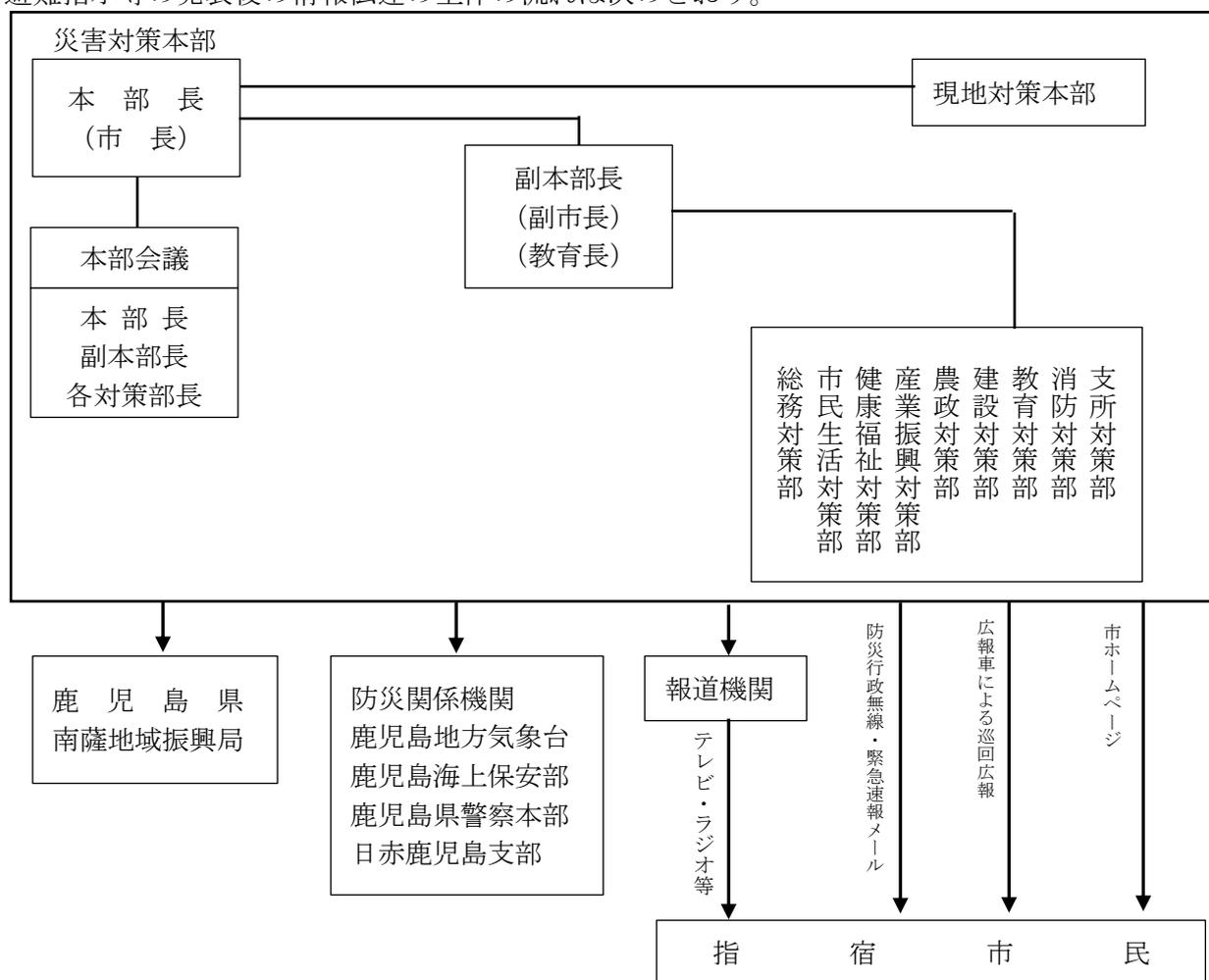
### 2 伝達方法

#### (1) 発表時期、避難指示等の発表手順

避難指示等は、迅速に行うこととし、かつ関係者に徹底するような方法で実施するように努めるものとする。

#### (2) 伝達経路図

避難指示等の発表後の情報伝達の全体の流れは次のとおり。



#### (3) 伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、実情に即した方法により早急に周知徹底を図る。その際、複数の手段・伝達責任者の確保に努める。

## 第7章 津波対策の教育・啓発

- 1 強い地震（震度4以上を感じたとき、また弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。
- 2 津波に対する知識と備えを身につけてもらうため、津波の危険性や津波に関する情報・避難指示等の伝達方法、津波発生時の避難行動などに関するハザードマップ、広報紙、ホームページ及び防災研修会等を活用して啓発に努める。
- 3 消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、津波防災の普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの育成に努める。
- 4 気象庁などが作成した津波啓発ビデオ等の啓発資料を用いて津波防災の啓発を行う。

## 第8章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮する。

また、避難訓練は、地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に対する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法、問題点等の検証を行う。

## 第9章 その他の留意点

- 1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策  
当該地域に不案内な観光客や海水浴客、釣り客等にあっても、迅速な避難が行えるよう、分かりやすい標識等の設置及び情報伝達手段の確保に努める。
- 2 避難行動要支援者の避難対策  
津波避難において、避難行動要支援者となりうる者（情報伝達面、行動面、地理不案内の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるに当たっては、避難行動要支援者として配慮すべき要因に応じて、分かりやすい津波警報・注意報、避難指示等の情報伝達や避難行動の支援に留意する。

避難行動要支援者として配慮すべき要因	避難行動要支援者の例
情報伝達面	視聴覚障害者、外国人、こども等
行動面	視聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、幼児、妊産婦等
地理不案内等の面	観光客、外国人、工事等への市外からの就労者等

- 3 自主防災組織の結成・活動の促進  
避難行動要支援者を津波から守るためには、周辺住民の応援、あるいは地域ぐるみの自主的かつ組織的な防災活動に期待するところが大きいことから、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動の促進や、これら組織と消防団等との連携促進を図る必要がある。